

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
85	後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下関市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

下関市

公表日

令和4年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務
②事務の概要	後期高齢者医療制度は、山口県後期高齢者医療広域連合（以下「後期連合」という。）と下関市（以下「市」という。）が連携して事務を行い、基本的な役割分担は以下のとおりとなる。 ・広域連合：被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付 ・市：各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収 また特定個人情報ファイルを取り扱う事務の、代表的なものは以下のとおりとなる。 1. 資格管理業務 ・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動 市から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、市から当該住民に対して被保険者証等を発行する。次に記述する即時交付申請分と併せて、被保険者情報等の管理を行う。 ・被保険者証等の即時交付申請 住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合において即時に審査・決定を行い、市から当該住民に対して被保険者証等を発行する。 2. 賦課・収納業務 ・保険料賦課 市から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、市から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する。 ・保険料収納管理 広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、市において保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知し、普通徴収の場合は当該住民に納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。 3. 給付業務 - 市において住民からの高額療養費支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において高額療養費支給の認定処理を行い、当該住民に対して高額療養費支給決定通知書等を交付する。
③システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下、標準システム） ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町に設置される窓口端末で構成される。 後期高齢者医療制度システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条及び別表第一第59号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第82項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	下関市総務部総務課 〒750-8521 下関市南部町1番1号 電話番号083-231-1132
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	下関市福祉部保険年金課 〒750-8521 下関市南部町1番1号 電話番号083-231-1306

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]